

# 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

平成二十七年一月一日以後相続開始用

譲渡者	住所	氏名	
被相続人	住所	氏名	
相続の開始があった日	年 月 日	相続税の申告書を提出した日	年 月 日
		相続税の申告書の提出先	税務署

## 1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

譲渡した相続財産	所在地				
	種類				
	利用状況	数量			
	譲渡した年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
	相続税評価額 <small>〔裏面の計算が必要となる場合がありますので、ご注意ください。〕</small>	①	_____円	_____円	_____円
相続税の課税価格 <small>〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記載してください。〕</small>	②	_____円			
相続税額 <small>〔相続税の申告書第1表の②の金額を記載してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている方は、下の2又は3で計算した①又は⑤の金額を記載してください。〕</small>	③	_____円			
取得費に加算される相続税額 $(C \times \frac{A}{B})$	④	_____円	_____円	_____円	

### 【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の③の相続税額】

#### 2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 <small>(相続税の申告書第1表の⑧の金額)</small>	⑤	_____円
相次相続控除額 <small>(相続税の申告書第1表の⑩の金額)</small>	⑥	_____円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 <small>(相続税の申告書第1表の⑨の金額)</small>	⑦	_____円
小計の額 <small>(相続税の申告書第1表の②の金額)</small>	⑧	_____円
相続税額 $(E + F + G + H)$	①	_____円

※ 相続税の申告において、贈与税額控除又は相次相続控除を受けていない場合は、「2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合」欄及び「3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合」欄の記載等は不要です。

関与税理士	電話番号

#### 3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合

算出税額	(相続税の申告書第1表の⑨又は⑩の金額)	⑪	_____円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 <small>(相続税の申告書第1表の⑪の金額)</small>		⑫	_____円
合計 (⑪+⑫)			_____円
税額控除等	配偶者の税額軽減額 <small>(相続税の申告書第5表の①又は②の金額)</small>	⑬	_____円
	未成年者控除額 <small>(相続税の申告書第6表の1の②又は③の金額)</small>	⑭	_____円
	障害者控除額 <small>(相続税の申告書第6表の2の②又は③の金額)</small>	⑮	_____円
	外国税額控除額	⑯	_____円
	医療法人持分税額控除額	⑰	_____円
計 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰)			_____円
相続税額 (⑬-⑰)			_____円
<small>(赤字の場合は0と記載してください。)</small>			⑱

(資6-11-A4 統一)

○ この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳しいことは、税務署にお尋ねください。なお、明細書の記載については、裏面を参照してください。

# 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

## 1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
- (2) 「㉔」及び「㉕」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。

なお、「㉑」、「㉒」～「㉓」、「㉔」、「㉕」、「㉖」～「㉗」についても譲渡者の金額を記載します。

- (3) 「㉑」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
- (4) 「㉑」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉑」の金額} = \left[ \begin{array}{l} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{(取得した交換差金等の額)}}{\text{(取得した交換差金等の額)} + \text{(交換取得資産の価額)}}$$

ロ 収用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉑」の金額} = \left[ \begin{array}{l} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{(譲渡した相続財産の譲渡による収入金額)} - \text{(代替資産又は買換資産の取得価額)}}{\text{(譲渡した相続財産の譲渡による収入金額)}}$$

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉑」の金額} = \left[ \begin{array}{l} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{(取得した補償金等の額)}}{\text{(取得した補償金等の額)} + \text{(交換取得資産の価額)}}$$

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉑」の金額} = \left[ \begin{array}{l} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{(特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額)}}{\text{(譲渡した相続財産の譲渡による収入金額)}}$$

ホ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉑」の金額} = \left[ \begin{array}{l} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{(譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額)}}{\text{(譲渡した相続財産の譲渡による収入金額)}}$$

- (5) 「㉑」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「㉑」の金額} = \left[ \begin{array}{l} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] - \text{(支払代償金)} \times \frac{\text{(譲渡した相続財産の相続税評価額)}}{\text{(相続税の課税価格(「㉒」の金額))} + \text{(支払代償金)}}$$

※ 遺贈が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の支払の請求に基づき、遺留分侵害額に相当する金銭を支払った場合には、この算式に準じて「支払代償金」を「遺留分侵害額に相当する価額」として計算します。

## 2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。